

インドネシア、タイ、フィリピン税制 最近の動向

＜朝日ネットワークス＞

朝日ネットワークスインドネシア株式会社

朝日ネットワークス（タイランド）株式会社

朝日ネットワークス・フィリピン株式会社

朝日ネットワークスジャパン、朝日税理士法人



この文書をご利用いただく際のご注意

当該文書は、一般的な情報をガイダンスとして提供することを目的としておりますので、具体的決定や行動を起こされる場合は、事前に必ず、貴社の顧問会計士、税理士、弁護士、コンサルタント等、または、朝日ネットワークスインドネシア株式会社、朝日ネットワークス（タイランド）株式会社、朝日ネットワークス・フィリピン株式会社、朝日税理士法人のそれぞれの分野の専門家にご相談下さい。

目次

I. インドネシア、タイ、フィリピン税制最近の動向

1. インドネシアの税務事情アップデート
2. タイの移転価格税制 最新動向と実質的対応について
3. フィリピン税制改正法第一弾の留意点（速報版）

II. 朝日ネットワークス・朝日税理士法人グループのご紹介

1. 朝日ネットワークスインドネシア株式会社
2. 朝日ネットワークス（タイランド）株式会社
3. 朝日ネットワークス・フィリピン株式会社
4. 朝日ネットワークスジャパン、朝日税理士法人

I. インドネシア、タイ、フィリピン税制最近の動向

1. インドネシアの税務事情アップデート
2. タイの移転価格税制 最新動向と実質的対応について
3. フィリピン税制改正法第一弾の留意点（速報版）

1. インドネシアの税務事情アップデート

1. インドネシアの税務事情アップデート

【作成】 朝日ネットワークスインドネシア
代表・公認会計士（日本） 岡本 芳郎
okamoto@asahinet.asia +62-21-2966-0111

- 【目次】
- ① 最近のインドネシアの税務関連
 - ② インドネシアの移転価格税制
 - ③ 財務大臣令213号 移転価格文書化対応
(PMK-213)
 - ④ 税務調査関連
 - ⑤ 個人所得税関連

（＊本資料は2018年3月13日実施 インドネシアの税務事情アップデートセミナーで使用されたものです。）

1. インドネシアの税務事情アップデート

① 最近のインドネシアの税務関連

概要

■ 税収達成状況 毎年慢性的な税収不足（ここ5年間毎年90%前後）

2017年度税収1339兆ルピア（補正予算1472兆ルピアの91%達成）

2018年度目標1415兆ルピア

- 税収増加のための五つの政策（AEOI参加、納税意識向上、税務情報システム向上、インセンティブ）
- インドネシアの税収の50%超が直接税。各種電子取引の取り組みも税額確定までの手間（税務調査ないしは5年間の時効）自動的に徴税できる仕組み、誤魔化しにくい間接税による税収増の取り組み必須。シンガポールは間接税比率が8割超。

■ 税法改正国会で審議中

- 国税通則法の改正による税務当局の権限強化を画策
 - 租税総局が税務目的のために納税者の個人の資産、債務、所得、金融取引情報などの財務情報にアクセス可能
 - データ請求にあたっては現在は財務大臣による文書提出が必要も租税総局長の文書で可能に
- 所得税法、付加価値税法、奢侈税法の改正（2019年か？）
 - 租税総局の権限拡大、投資環境への影響を懸念する声

1. インドネシアの税務事情アップデート

① 最近のインドネシアの税務関連

概要（続き）

- 移転価格BEPS（Base Erosion and Profit Shift 税源侵食と利益移転）対応、自動的情報交換（Automatic Exchange Of Information ”AEOI”への参加）に取り組み
 - インドネシアはASEAN諸国の中で唯一OECDにパートナー国として加盟
 - 2018年を目標にOECD加盟国（35カ国）に鞍替え目論みOECDの諸制度（グローバル標準）への対応必要
 - BEPS対応によるクロスボーダーの租税回避策の構築
 - ”AEOI”参加。金融機関が顧客の資産内容を外国の税務当局に自動的に公開する仕組
- （インドネシアは2018年9月までに完全導入予定）これにより富裕層の財務情報をガラス張りにして徴税強化
- さらなる投資誘致のための税率引下げ
法人税率引き下げ現行25%から 20%さらにはシンガポールと同じ17%まで下げて投資の呼び水に

1. インドネシアの税務事情アップデート

① 最近のインドネシアの税務関連

概要（続き）

税務申告義務についての規定（2018年1月23日発行財務大臣令 No.9/PMK.03/2018）

以下のケースでは税務申告書提出不要に

- PPh21月次申告→ 税額が無い場合（12月度の申告ないしは租税条約の適用を受ける場合は要提出）*
- PPh-25月次申告→ 税額が無い場合
- VAT取引が有効になる前（会社操業前など）のPPNの申告

* e-FIN登録している場合は依然としてPPH21の申告

以下の場合電子書式（e-SPT、e-FP）による申告が義務に

- PPH21については20人以上の源泉徴収対象従業員がいる場合など
- PPH23については課税取引数が20件以上或いは一ヶ月の課税対象取引がRp100,000,000を超える場合
- PPNについては、払う側および徴収する側すべて
- 地方上級税務署（Madya）および大口納税者税務署（LTO）所轄の税務署に登録された納税者は全項目

1. インドネシアの税務事情アップデート

② インドネシアの移転価格税制

移転価格税制とは、

「あるべき取引価格で海外子会社と取引をすることを求める税制」

あるべき移転価格とは、親会社と海外子会社が、共に適正な利益を確保できる、親会社と海外子会社間の取引価格をいう。税法ではこれを独立企業間価格（アームスレングスプライス）という。

1. インドネシアの税務事情アップデート

② インドネシアの移転価格税制

インドネシアの移転価格関連制度

■ インドネシア移転価格税制変遷

- 1994年 移転価格税務通達による移転価格事例公表
- 2008年 移転価格文書化義務規定（GR80/2007）
- 2009年 ベンチマーク（利益率指標）（SE-96/PJ/2009等）
- 2010年 移転価格ガイドライン（租税総局長令“PER” 43号および2011年同32号）
相互協議規則(MAP)（PER48号）
- 2010年 事前確認制度(APA)(PER 69号/PJ/2010)
- 2013年 移転価格調査ガイドライン(PER 22号/PJ/2013、SE 50/PJ/2013)
- 2014年 MAP 新規定（240号/PMK03/2014）
- 2015年 APA 新規定（7号/PMK03/2015）
- 2016年 関連者と取引を行う納税者が対応する追加的な文書及び情報とその他手続き（PMK-213）

- ・ 徴税策の目玉として以前から移転価格への関心はあった。中国や欧米で徴税拡大につながった実例が税務当局の地域会議等で報告されたことで、これにならうべくリーマンショックなどをきっかけに2008年からBEPS基準でいうところのマスターファイル、ローカルファイルが合わさった形態のインドネシア基準での文書化対応が制度化されていた。

1. インドネシアの税務事情アップデート

② インドネシアの移転価格税制

インドネシアの移転価格関連制度（続き）

- 移転価格対象になる関連者間取引の関連者の定義（所得税法18条4項）
 - ・ 直接・間接的な25%以上の資本関係のある会社同士
 - ・ 実質支配・管理関係にある会社同士
 - ・ 一親等の血縁または姻戚関係
- 法人税年次申告書に関連者取引情報記載
 - 関連者間取引の概要記載PER39/PJ/2009（取引類型、金額、検証に用いた移転価格算定方法等を特別別表3A,3Bにて申告）
 - 213号（後述）にて文書化の概要記載および対応していることについて会社責任者の署名必要
→ 移転価格文書化しないと記載不可。移転価格文書（ローカルファイル、マスターファイル）の提出は不要。国別報告書は提出必要。監査報告書にも関連情報記載あるので整合性を持たせる
- 税務調査リスク
 - 5年間の時効。移転価格文書提出要請あれば拒否できない。移転価格関連の特定の書式については要求後7日以内に提出が必要
 - 追徴時のペナルティ 月間2%、最大48%（24カ月）

1. インドネシアの税務事情アップデート

③ 財務大臣令213号 移転価格文書化対応（PMK-213）

BEPS 基準の移転価格文書化対応の必要性

- 多国籍企業による租税回避行為を防止するためにOECD加盟国のみならずG20各国も含めた世界中の税務当局が同じルールのもとで協調した税務執行をしようとする取り組みであるBEPS（Base Erosion and Profit Shifting税源侵食と利益移転）プロジェクトがOECDで2012年から取組開始。これにより各国で適正な課税が行われるようにしようとの取り組みにインドネシアも参加
- BEPSプロジェクトの行動計画は15項目あり、そのうち文書化はBEPS行動計画13（移転価格関連の文書化再検討）に規定がされ、これにより多国籍企業がグループ全体の財務情報や事業情報を各税務当局に提供することが求められていてインドネシアも一昨年発行された財務大臣令213号によりこれに準拠した制度が施行

1. インドネシアの税務事情アップデート

③ 財務大臣令213号 移転価格文書化対応（PMK-213）

概要

- 財務大臣令213号（No.213/PMK03/2016 “PMK-213”）2016年12月30日付交付
OECDのBEPS行動計画13「移転価格文書化の再検討」に足並み揃える
- 2016年12月30日終了課税年度よりマスターファイル（グループのグローバル活動に関する情報）、ローカルファイル（独立企業間価格算定書類）、国別報告書（国別の活動内容報告）の三層構造の文書化
→ なぜ遡求適用になったのか？
- インドネシア語での作成必要
- 要対応取引となる基準取引額が低いため、多くの日系企業が対応を迫られる
- 作成していないこと自体に対する罰則規定はないが、課税上不利な扱いを受ける可能性があることと、文書化をしていないと税務申告書の別表（後述）を記載することができない立て付けなので、虚偽の申告として刑事罰を受ける可能性も排除できない
- 移転価格文書化の別表書式はあるが電子書式（e-SPT）に組み込まれていないため別途書式を税務当局に持ち込むことが必要となり煩雑

1. インドネシアの税務事情アップデート

③ 財務大臣令213号 移転価格文書化対応（PMK-213）

日本とインドネシアの文書化比較

	日本基準		インドネシア基準
	マスターファイル	ローカルファイル	マスターファイル、ローカルファイル
提出義務者 または 作成義務者	多国籍企業グループの構成事業体である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人とする（複数ある場合には、これらの法人を代表する1社のみ）	国外関連取引を行った法人	✓前年度の年間総収入が500億ルピア（約4億円）を超える法人 ✓前年度の関連者間取引の金額が以下の基準を超える法人 ・有形資産取引（商品、製品の仕入や売上）が年間200億ルピア（約1億8000万円） ・その他の各取引（各種サービス、金利等）が50億ルピア（約4000万円） ✓以上に関わらずインドネシアに比べ税率が低い国に所在する関連者と取引を行っている
提出または 作成期限	最終親事業体の会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日までに提出	法人の確定申告書の提出期限までに作成	期限による提出義務はないが税務調査などで当局の求めがあれば適時提出する。作成期限は税務申告書提出時点（決算後4ヶ月以内）
提出方法または保存期間	e-taxによる提出	確定申告書の提出期限の翌日から7年間保存	税務時効である5年間
提出義務 または 同時文書化義務免除	直前会計年度の連結総収入金額が1,000 億円未満の多国籍企業グループは提出義務を免除	一の国外関連者との前期の取引金額が50 億円未満であり、かつ、当該一の国外関連者との前期の無形資産取引金額が3億円未満である場合には、確定申告書の提出期限までの作成・保存義務（「同時文書化義務」）を免除	上記に該当しない場合
使用言語	日本語又は英語	日本語	インドネシア語
適用時期	平成28 年4月1日以後に開始する最終親事業体の会計年度に係る事業概況報告事項について適用	平成29 年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成30 年分以後の所得税について適用	2016年12月31日終了課税年度から
備考	期限内に提出しない場合、罰則あり	推定課税等の要件 ・同時文書化義務ありの場合 45日以内の指定期日までに提出 ・同時文書化義務なしの場合 60日以内の指定期日までに提出	税務当局の裁量で関連取引額について適正価格を適用して課税（推定課税）

1. インドネシアの税務事情アップデート

③ 財務大臣令213号 移転価格文書化対応（PMK-213）

日本とインドネシアの文書化比較（続き）

	日本	インドネシア
	国別報告書	国別報告書
提出義務者 または 作成義務者	以下の(1)または(2)に掲げるもの (1)多国籍企業グループの最終親事業体 または代理親事業体である内国法人 (2)多国籍企業グループの構成事業体で ある内国法人※または恒久的施設を 有する外国法人（複数ある場合には、 これらの法人を代表する1社のみ）	■次の3つの要件の全てを満たすインドネシア法人 ✓1以上の子会社を直接、間接的にコントロールする ✓インドネシアの会計基準や上場会計基準に従って連結財務諸表の準備義務を負う ✓現行年度の連結年間総収入が11兆ルピアを超える ■インドネシア法人が多国籍企業グループの子会社になっている場合で、以下のいずれかに該当する場合 ✓親会社の所在国で国別報告書の作成が求められていない ✓親会社がインドネシアと情報交換協定が結ばれていない国に所在 ✓上記情報交換協定は結ばれているが、親会社の国別報告書が得られない
提出または 作成期限	最終親事業体の会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日までに提出	準備期間は課税年度終了後12ヶ月以内
提出方法または 保存期間	e-taxによる提出	提出は不要、保存期間は税務時効である5年間
提出義務または 同時文書化義務免除	直前会計年度の連結総収入金額が1,000 億円未満の多国籍企業グループは提出義務を免除	上記に該当しない場合
使用言語	英語	インドネシア語
適用時期	平成28 年4月1日以後に開始する最終親事業体の会計年度	2016年12月31日終了課税年度以降の会計年度
備考	期限内に提出しない場合、罰則あり ※最終親事業体または代理親事業体を除く	

1. インドネシアの税務事情アップデート

③ 財務大臣令213号 移転価格文書化対応（PMK- 213）

マスターファイル記載事項（最低限記載必要項目）

グループ全体の

- 株式保有状況、組織構造、各社の権限
 - 各社が所在する国、地域
 - 従事する事業活動の説明
 - 保有している無形財産
 - 財務活動および資金調達
 - 親会社の連結財務諸表および関連者に関連する税務情報
-
- ・ 通常は親会社が作成。日本の適用金額が大きく（連結ベース売上高1000億円以上）作成されていないケースが多く、インドネシア法人で対応を迫られることに
 - ・ 本社が作成したものとは異なる場合がありインドネシア基準への修正作業が必要な場合もある

1. インドネシアの税務事情アップデート

③ 財務大臣令213号 移転価格文書化対応（PMK-213）

ローカルファイル記載事項（最低限記載必要項目）

インドネシア法人について

- 従事している事業活動の内容
- 関連者の取引情報および第三者取引の情報
- 独立企業間価格の決定方法
- 財務情報
- 価格や利益率に影響を及ぼす非財務活動や事実

1. インドネシアの税務事情アップデート

③ 財務大臣令213号 移転価格文書化対応（PMK-213）

国別報告書記載事項（最低限記載必要項目）

グループ企業のすべての会社の

- 国内および国外の所得の配分状況
- 納税額
- 国毎の事業活動
- 国名
- 売上総額（各会社毎、関連当事者取引毎）
- 税引前利益
- 支払い済み税額
- 法人税要支払い額
- 資本金
- 留保（繰越）利益
- 終身雇用従業員数
- 現預金および金融資産以外の有形資産

1. インドネシアの税務事情アップデート

③ 財務大臣令213号 移転価格文書化対応（PMK-213）

文書化にあたって問題点

- 誰でも作れる

移転価格文書は記載内容の規定があるだけで書式について定型化されたものはない。
関連者間取引価格について独立起業間価格（公正価格）であるかどうかの評価書。会計監査のようなお墨付きが得られるものではない

- 作成することの実務上の意義

税務リスクが避けられるというよりは関連者取引価格に対して税務当局と抗弁を交わすためのスタートライン。実務的に担当官が文書の精査をするわけではない状況なので当局よりの裁量判断を受けることになり、文書化対応の実務的な意義が薄い。

- 担当官の知識不足

裁量判断を下す税務担当官の対象取引の実態、業界慣習や移転価格に対する知識不足により移転価格関連の税務調査は理不尽さが常に漂う

(次ページに続く)

1. インドネシアの税務事情アップデート

③ 財務大臣令213号 移転価格文書化対応（PMK-213）

文書化にあたって問題点（続き）

- 現地法人の負担増

ローカルファイルとマスターファイルの文書化要件の金額基準が日本に比べて著しく低く（日本はマスターファイルの作成要件は連結売上高で1,000億円以上）親会社でマスターファイルを作成していないケースが多く、現地でローカルファイルとマスターファイルの双方の対応が必要

- 文書化しないことのリスク

文書化対応をしないと税務調査がより一層不利に展開されるリスク。最悪当局の裁量で課税を受ける（推定課税）リスクがあることに留意

1. インドネシアの税務事情アップデート

③ 財務大臣令213号 移転価格文書化対応（PMK-213）

文書化にあたって問題点（続き）

-高額な費用

文書化対応にあたってのさらなる障害は作成のための高額な費用。大手会計事務所、日系中堅コンサル、ローカルコンサルにより様々な価格帯

-実務上文書化（文書化に準じた）対応初年度（2016年度）事例

- 外部に委託してBEPS基準のものを作成
- グループ会社の他国の事例をもとに213号の内容を反映させて会社が独自に作成
- 比較対象会社のデータ（ベンチマーク）との比較分析を実施して簡易的な文書化
- 社内で関連者間取引価格と第三者間取引価格の実例を用意して双方の取引価格の比較（独立価格比準法）により関連者間取引価格の妥当性が説明できるような準備

→ しかしながら2017年度は文書化対応2期目となり実践段階とみなされより厳格に文書化を求めてくる懸念

1. インドネシアの税務事情アップデート

④ 税務調査関連

税務調査

■ 税務調査のきっかけ

国税局長通達（SE-11/PJ/2017）により

- ✓ タックスアムネ스티申請しなかった納税者
 - ✓ インフラ事業サポート事業者
 - ✓ インターネット事業などデジタル産業従事者
（いわゆる多額の納税が漏れている可能性のある納税者）
 - ✓ 税金を優先的に還付、税額優遇をしてもらった納税者
 - ✓ 時効未到来の年度（2013年以降）
- さらに税務調査期限が決まっている過払い税金の還付申請のケースは優先

■ 税務調査実施に際して事前協議（PER-07/PJ/2017、SE-10/PJ/2017）

- 法人の調査の場合は会社のマネジメント、個人の調査の場合は当該個人が税務署に召喚レターにより呼び出される。ローカル担当者ないしは税務コンサルの同席可
- 召喚レターに記載の必要書類を持参して、ビジネスフロー、記帳および文書、主たる顧客や仕入先情報、特殊取引、税務申告書で報告されているデータと税務調査官が入手した情報の整合性の説明

1. インドネシアの税務事情アップデート

④ 税務調査関連

税務調査（移転価格関連）

- 多額の徴税が見込まれる
- 移転価格関連が疑われた場合の税務調査以前の税務当局の対応
 - 損失が長年（5年程度）続いている会社は各社の担当官（AR）により移転価格の可能性が疑われる。
 - 税務申告書、監査報告書などの情報から海外取引がある会社となるとまずは職権により“お尋ね書”が発行されて移転価格関連の資料の提供が求められる
 - 事前調査を経て時効間近の会社の場合は還付がなくても税務調査が実施されるケース増加。コンプライアンスチェックというレター発行。これにより税務調査に入っていく
- 税務調査の兆しがあった場合の会社側の対応
 - 移転価格文書化対応の基準を満たしている会社で未対応の場合は早急な対応
 - 取引価格の説明ができるような資料の準備
 - 今までの税務申告で月次および年次の申告書の金額と帳簿上の関連科目との金額の整合性をチェック

1. インドネシアの税務事情アップデート

④ 税務調査関連

移転価格関連の税務調査（続き）

インドネシアの移転価格関連の税務調査で問題となる事例

- ✓ロイヤリティは役務提供の実態の合理的な説明ができないと配当金を偽装したものとされ損金算入認められない可能性
- ✓業務委託、技術指導など工数をかけて提供される役務提供については作業の実態（いつ誰がどの期間）の説明ができることで損金算入が認められているケースが多い
- ✓売上や仕入価格の否認事例が増えているものの取り扱い品が汎用性のあるものでない場合（多くの日系企業）は納得感のある値決めが行われていない
- ✓移転価格文書化で検討される利益率比較対象会社（ベンチマーク）の選定が税務当局の意見と合わず税務調査対応に苦慮
- ✓「税務裁判に持ち込めば大抵勝てるらしい...」？
納税者側の裁判での勝率は依然として高いが、税務当局が再審（judicial review）に持ち込み当局よりの裁定が下ってしまっても再再審のケースも伝えられている

1. インドネシアの税務事情アップデート

④ 税務調査関連 税務調査の流れ

税務調査

税務調査に先立ち責任者が税務当局に召喚され税務調査官と面談、面談後議事録に署名。1ヶ月以内に税務調査開始

所要期間
税務調査通知書（SPPP）を受けて、当局への出頭、要求資料の提出、折衝、SPHP(税務検出事項リスト)の発行まで3ヶ月から半年程度さらにSKT

調査の重点項目
移転価格。213号の発行によりBEPS基準に準じた制度および調査 など

更正金額の支払
Closing Conference（berita acara pemeriksaan）を経て更正通知書（SKP）発行。同意した金額のみ支払

更正通知書（SKP）から3ヶ月以内に異議申立書提出

異議申立書に記載する内容
- 更正通知書に同意しない理由
- 納税者側が正しいと信じる納税額の記載

異議申立
(objection, keberatan)

異議申立てに対する決定は異議申立書提出日から12ヶ月以内に下される。ほとんど却下。仮に12ヶ月以内に決定が下されない場合は納税者の申立が認められる

納税者側から資料の追加提出は原則認められない

当局との打ち合わせ毎に議事録に署名が求められる

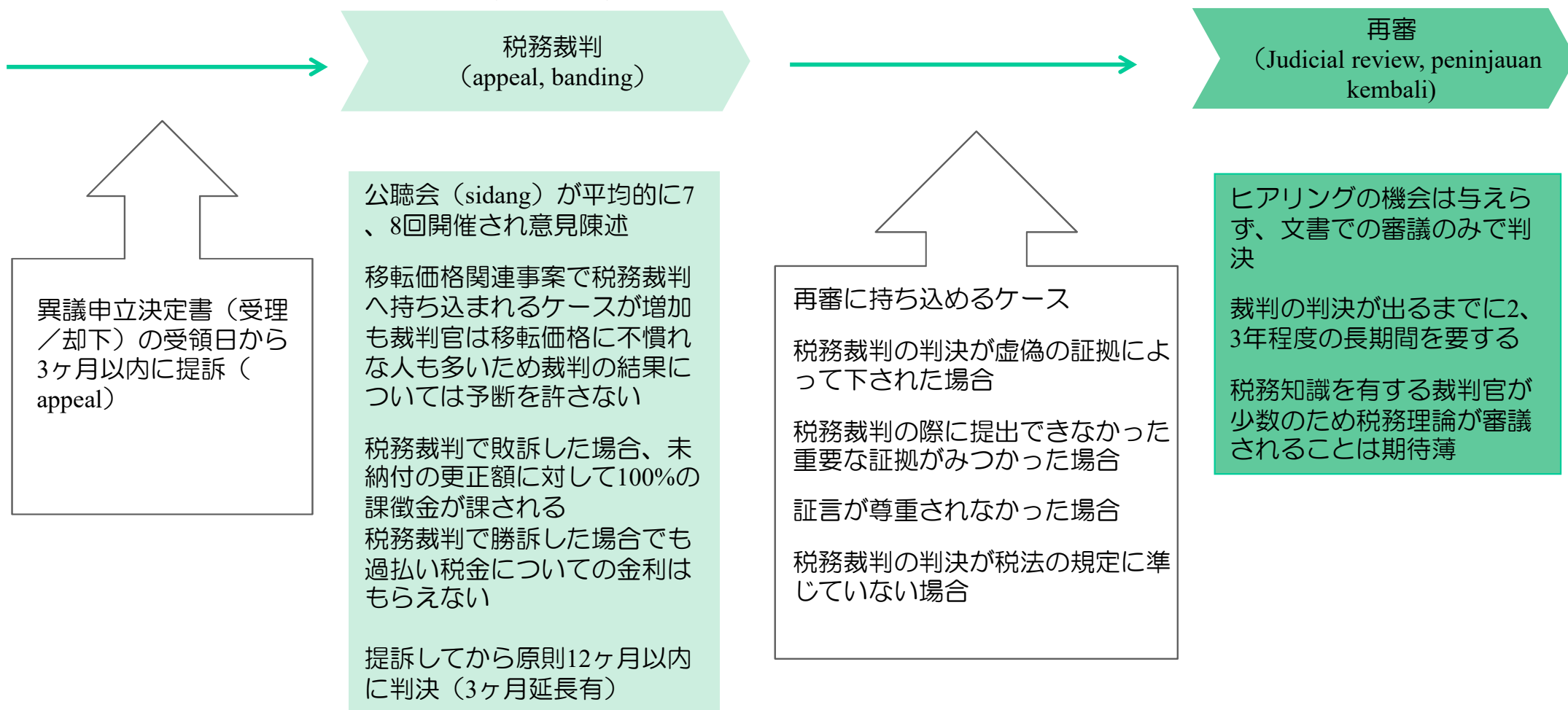
異議申立は税務署と同じ管轄で行われるため情勢を覆すことは無理なので税務裁判に持ち込むための通過手続きとなっている

異議申し立てが却下され、更正を受け入れた場合未納付の更正金額に対して50%の課徴金（ペナルティ）税務裁判（Appeal/Banding）に持ち込む場合は支払い不要

異議申し立てで主張が認められても過払い部分に対する金利は不払い（以前は月あたり2%の金利が支払われた）

1. インドネシアの税務事情アップデート

④ 税務調査関連 税務調査の流れ（続き）



1. インドネシアの税務事情アップデート

⑤ 個人所得税関連

個人所得税 概要

- ◆ 年間(任意の12ヶ月)で183日以上インドネシアに滞在する人は個人で納税番号を取得し、全世界所得で年次確定申告(1770書式)が必要。個人所得税の対応は個人の責任で対応。現地法人の給与の税金(PPH21)は会社が納税申告の責任
- ◆ 申告所得は全世界所得。日本の給与、賞与以外、例えば留守宅家賃収入、株式譲渡収入等がある場合など確定申告の所得に取り込む。日本で受領している年金情報をインドネシアの地方の税務署が持っている
ていて納税を促す事例がある
- ◆ 前年所得に基づく月次予納(PPH25)が必要。納税番号取得初年度は前年納税実績がないことから月次納税(PPH25)をしていなくても問題視されることはなかったが、最近は税務当局からレターが発行され納税が促されるケースが散見。金利徴収される可能性も
- ◆ 月次納税(PPH25)の金額は恒常所得(ボーナスなど臨時所得を除く)で計算する旨は規則上明確であるにもかかわらず前年の年間所得(ボーナスなど臨時所得を含めて)で計算する旨のお尋ね書が頻繁に発行。しかしながらPPH25の払い過ぎは税額の過払いとなり税務リスクになる可能性も排除できないので少なめに納税プラン
- ◆ 月次納付額の減額申請制度はあるが実務上認められる可能性は極めて低い

1. インドネシアの税務事情アップデート

⑤ 個人所得税関連

個人所得税 概要 (続き)

- ◆ 駐在員の日本払い給与について日本で非居住者となった場合は日本での納税義務はない。ただし本社で役員職にある人は20.42%の分離課税。インドネシアで全世界所得申告する際に日本での納税額は外国税額控除可
- ◆ e-FIN登録者はオンラインによる税務申告書提出（e-Billing、e-SPT、e-Filling）で申告手続きが簡単
- ◆ PPH25の納税方法手順に留意
日本人とローカルスタッフとの給与格差が大きすぎるため日本人の全世界所得をローカルスタッフに知られないように税務コンサルを活用

PPH21については日本人だけ分離して対応することは実務上困難なのでPPH21の年末調整まではローカルスタッフにもオープンにさざるを得ない。1721書式の作成に続く個人の確定申告書1770書式の作成および納税手続き一切を税務コンサルが対応

通常は税務コンサルが納税代行も実施するので納税代金を預かる口座（トラストアカウント）に要納税額を日本から送金

個人の確定申告作業に関する情報一切は日本人が税務コンサルの日本人に直接提供するなど細心の注意を払うことでローカルスタッフに給与情報が漏れることを防止

1. インドネシアの税務事情アップデート

⑤ 個人所得税関連

個人所得税 概要 (続き)

◆ 確定申告書作成時に見られる間違い

- 1721書式と1770書式の家族構成が異なっていることがよくあるので統一する
- 期の途中で赴任された方は1721書式および1770書式で税額計算をする際、年額所得に置き直されて（アニュアライズド）いるか確認

1. インドネシアの税務事情アップデート

⑤ 個人所得税関連

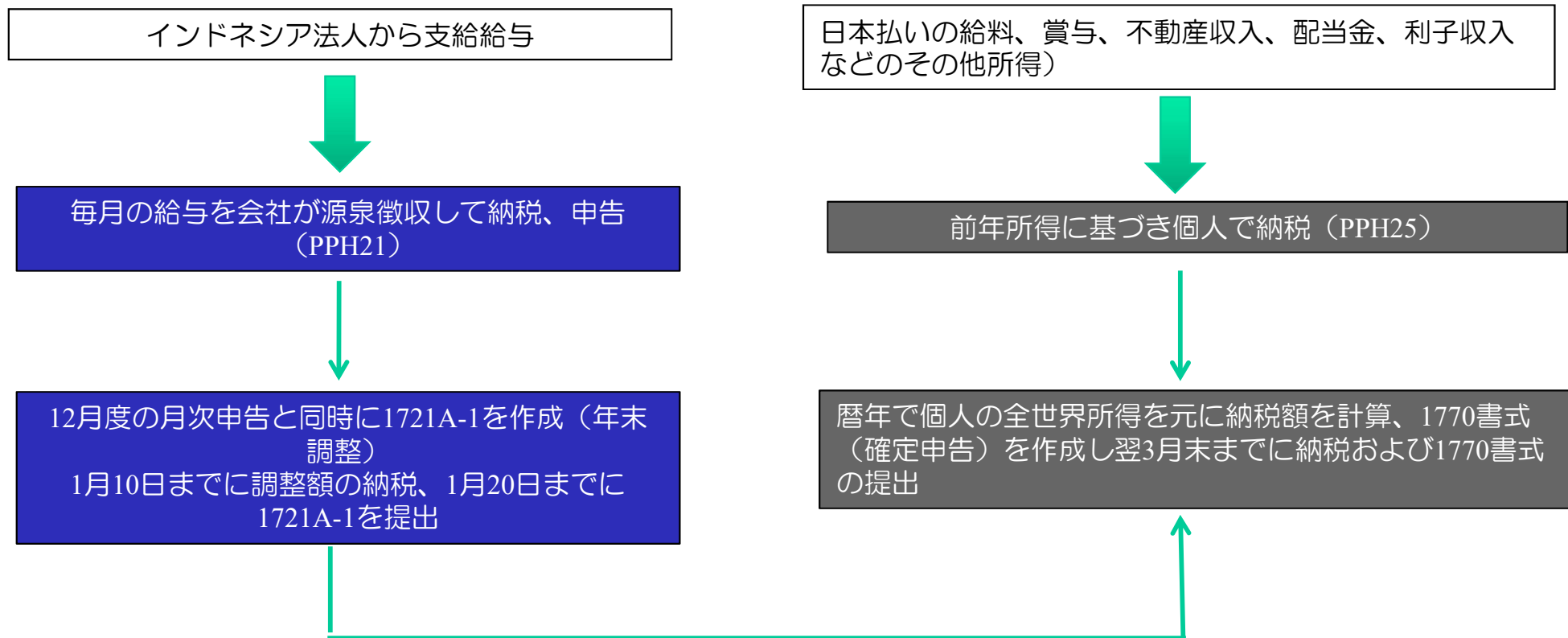
個人所得税 その他

- ◆ 個人の財務情報の取り込み制度がインドネシア国内だけでなく国境を越えてOECD加盟国間で実施される体制になりつつある
- ◆ AEOI実施により各国税務当局が必要と認めた場合に、インドネシアの場合当該個人の年度末の銀行口座残高が10億ルピア以上（法人は下限設定なし）ある場合は銀行口座にアクセスして財務情報（口座残高、金利配当収入、金融資産の売却や買い戻しの取引情報など）の入手が可能（2017年法律第1号、財務大臣規則第70号）
- ◆ 日本ではマイナンバー制度が導入されることで国内所得および海外所得や資産についての掌握、また国外財産調書の提出（日本の居住者で12月31日現在で5000万円以上の資産を保有する場合に

税務当局に届出）などで海外の資産保有や所得の状況について透明性を向上させる制度が導入。
インドネシア税務申告対象資産について漏れがないように留意

1. インドネシアの税務事情アップデート

⑤ 個人所得税関連 個人所得申告の主な流れ



1. インドネシアの税務事情アップデート

⑤ 個人所得税関連

税率および非課税所得額（“PTKP”）

■ 税率（累進課税）

課税所得	税率 %
5,000万ルピアまで	5
5000万ルピア超2億ルピアまで	15
2億ルピア超 5億ルピアまで	25
5億ルピア超	30

個人が納税番号を有していない場合は各税率にさらに20%税率加算

■ 2017年度申告に適用するPTKP （2016年財務大臣令第101号 2016年6月27日）

基礎控除	5,400万ルピア
配偶者控除	450万ルピア
扶養者控除	300万ルピア

1. インドネシアの税務事情アップデート

⑤ 個人所得税関連

現物支給は原則課税所得。法人所得ないしは個人所得いずれかで課税。ただし利用目的が私的か事業目的か不明確な以下のものについては支給額の50%を損金処理可能（SE-09/PJ42/2002）

- 自動車および維持費

自動車の減価償却費、レンタル料、修繕費、ガソリン代等については支出総額の50%を 損金算入可能。利用について事業目的が明確に示せる場合は損金性が認められているケースも有

- 携帯電話

電話機代および通話料については支出額の50%は損金処理可能。ただし通話番号を控えるなどして利用が業務用であることが明確ならその該当部分について損金処理可能

- 家賃

支出は特定の個人目的なので原則100%課税。

- その他

食堂設備を用意して希望者は誰でも食事ができるような便宜を提供するための支出は100%損金算入可
会社がバスを手当して従業員が平等に利用できるような便宜を図っている場合これにかかる支出額も100%損金算入可。

1. インドネシアの税務事情アップデート

⑤ 個人所得税関連

外国人給与のガイドライン（2002年租税総局長令173号）

外国人給料の妥当性を図る基準額として国毎、産業毎さらに職階毎に基準額を示したもので元々は法人税に関係のない駐在員事務所の駐在員に対してみなし給与とし、これに準じて個人所得税が納税されていれば税務上問題ないというような取り扱いがされていた。

その後個人毎に納税番号をとって確定申告をすることが制度化されたことで、本来の趣旨とは異なり、広く外国人の給料に対する納税が適切かどうかを判断するための一応の基準として利用されている。

しかしながら外国人の勤務形態も多様化しているので画一的に給与の基準額を当てはめることは妥当とはいえなくなっていることで最近はこれが実務上持ち出されているケースはほとんど見られない

1. インドネシアの税務事情アップデート

朝日ネットワークスインドネシア

住所 : Alamanda Tower 24th Floor Jl. T.B. Simatupang Kav.23-24,
Cilandak Barat, Jakarta Selatan, Indonesia
電話 (代表) : 62-21-2966-0111, 0222
ウェブサイト : www.asahinetworks.com

岡本 芳郎	代表取締役、公認会計士（日本）	okamoto@asahinet.asia
日置 あゆみ	コンサルタント	asahijapandesk@asahinet.asia
岸 勇樹	コンサルタント 米国公認会計士（科目合格）	kishi@asahinet.asia
稲田 直也	コンサルタント 公認会計士（日本）資格保有	inada@asahinet.asia

朝日ネットワークスジャパン、朝日税理士法人

住所 : 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目7番4号 砂防会館別館A 5階
電話 (代表) : 03-3556-6000

山中 一郎	代表社員 公認会計士、税理士	yamanaka@asahitax.jp
三河 康治	マネージャー、税理士、インドネシア担当	mikawa@asahitax.jp

2. タイの移転価格税制 最新動向と実質的対応について

2. タイの移転価格税制 最新動向と実質的対応について

【作成】 朝日ネットワークス（タイランド）株式会社
代表・税理士（日本） 小松英生
komatsu@asahitax.jp Mobile +66-84-639-8200

- 【目次】
- ① はじめに
 - ② 対象となる法人は？
 - ③ どのような文書の提出が必要になるのか？
 - ④ いつから開始されるのか？
 - ⑤ 「付表」の提出期限は？
 - ⑥ いわゆる「移転価格文書」の提出は必要ないのか？
 - ⑦ 「移転価格文書」とはそもそも何か？
 - ⑧ ペナルティーの制度は？

（＊本資料は、2018年2月2日現在の情報に基づき作成されたものです。）

2. タイの移転価格税制 最新動向と実質的対応について

① はじめに

すでに、News等でご存知かと思いますが、2018年1月3日に移転価格税制に関する法令案（内国歳入法の追加規定）が内閣を通過し、国会に相当する国民立法評議会（National legislative Assembly; NLA）の承認の手続きに進んでおります。

NLAを通過し、法令化されるまでの時間軸を予測するのは、国会議員選挙の予定もあり難しいですが、2018年中に通過した場合、2019年1月からの運用開始となると考えております。

以下に問答形式で、制度の概要と、今後必要となる対応について記載いたします。

2. タイの移転価格税制 最新動向と実質的対応について

② 対象となる法人は？

いかなる関係会社取引がある会社で、その事業年度の売上高が3,000万バーツ以上の会社が対象となります。

従って、売上が3,000万バーツ以上となっても、一切、関係会社取引のない会社は提出の必要はありませんが、少しでも関係会社との間でインボイス等のやり取りがある会社は対象となります。

2. タイの移転価格税制 最新動向と実質的対応について

③ どのような文書の提出が必要になるのか？

各事業年度中における関連会社の基礎的情報、および関連会社との取引内容及び金額を報告することが要求されます。

様式は法人税申告書に添付する「付表形式」が想定されています。

従って、いわゆる「移転価格文書」（後述）の作成及び提出が、すぐさま必要とされる訳ではありません。

2. タイの移転価格税制 最新動向と実質的対応について

④ いつから開始されるのか？

NLAを法案がいつ通過するか次第ですが、年内に法案が通過すれば、2018年1月以降開始事業年度に係る分、からとされる可能性が高いと考えます。

2. タイの移転価格税制 最新動向と実質的対応について

⑤ 「付表」の提出期限は？

法人税確定申告書に添付して提出しますので、決算期末から150日以内となります。2018年1月以降開始事業年度からの対象となった場合での仮定ですが、12月末決算法人であれば、2019年5月30日となります。

2. タイの移転価格税制 最新動向と実質的対応について

⑥ いわゆる「移転価格文書」の提出は必要ないのか？

提出が必要なケースがあります。法令案では、「税務調査官は、歳入局長の承認を得て、一定取引金額を超える関連会社間取引がある企業に対し、歳入局長告知に基づく関連会社内取引の移転価格分析に必要な追加の「書類」または「証拠」の提出を求めることができる。通知を受けた企業は、通知日から60日以内に当該書類等を提出しなければならない。当該期限内に提出できない特別な状況を除き、歳入局長は、当該通知日から120日を超えない期間での延長の検討をおこなう」となっています。

従って、移転価格に問題があると税務調査官が判断し、資料の提出を要求した場合、最短で60日、延長されても120日以内に、要求資料を提出する必要がありますが、ここでもし「移転価格文書」を提出出来なければ、移転価格調査が不利に進められることになると考えます。

2. タイの移転価格税制 最新動向と実質的対応について

⑦ 「移転価格文書」とはそもそも何か？

会社概要、関係会社との取引内容、Pricingポリシー、関係会社との機能やリスク保有の分担状況、比較対象会社データ等様々な情報を盛り込みますが、自社の移転価格が正しいことを証する資料です。

従って、関係会社取引が多く、赤字となっている若しくは利益率が低い会社は、将来の税務調査での自己防衛として、2018年度から準備を開始すべきか否かの検討をされることをお勧めいたします。

2. タイの移転価格税制 最新動向と実質的対応について

⑧ ペナルティーの制度は？

要求資料を提出しなかった場合、および提出された情報が正当な理由なく不完全または不正確であった場合、20万バーツ以下の罰金を科すとなっています。

3. フィリピン税制改正法第一弾の留意点 (速報版)

3. フィリピン税制改正法第一弾の留意点（速報版）

【作成】 朝日ネットワークス・フィリピン株式会社
代表・公認会計士（日本）坂本直弥
sakamoto@linc.asia +63-2-856-0038

- 【目次】
- ① 税制改正（共和国法第10963号）の経緯
 - ② 留意すべき改正点
 - 1) フィリピン人スタッフに与える影響
 - 2) 日本人駐在員に与える影響
 - 3) 資本政策等に与える影響
 - 4) PEZA企業等との取引に与える影響
 - ③ 今後の留意点
 - 1) 施行細則等
 - 2) 税制改正第2弾以降：法人税改正、税務恩赦法
 - 3) 請求書・領収書電子化

（＊本資料は2018年1月12日実施 フィリピン・アップデートセミナーで配布されたものです。）

3. フィリピン税制改正法第一弾の留意点（速報版）

① 税制改正（共和国法第10963号）の経緯 ドゥテルテ大統領主要選挙公約

- 犯罪、薬物、汚職を3～6ヶ月で抑圧する
 - 警察官の給与アップ（3年間で）
 - 犯罪及び薬物を国家に対する危機と認定し、死刑制度を復活
 - 情報公開法制定
- 食糧生産/教育医療/災害対策
 - 無料での灌漑用水提供、種苗・肥料補助
 - 食料生産コストの削減
 - 冷蔵設備を有する食料備蓄庫の設置
 - 教師の給与倍増（6年間で）
 - 極貧者のための医療設備設置
 - （災害対策庁の設置）
- 経済成長を全国に広げる
 - 連邦政府制度導入
 - 事業登録手続きの迅速化
 - 地方での産業振興ハブ設置
 - 起業支援小資本ファンド設置
- 旅客及び物流の改善
 - 首都圏の交通渋滞解消
 - 鉄道車両の増加
 - クラーク空港及びバタンガス港の開発
 - ミンダナオ鉄道の建設
- 労働条件改善
 - 月給P2万以下の労働者の所得税免税
 - 非常勤雇用の廃止

3. フィリピン税制改正法第一弾の留意点（速報版）

① 税制改正（共和国法第10963号）の経緯 主要経済項目

2016年5月12日発表（8項目）

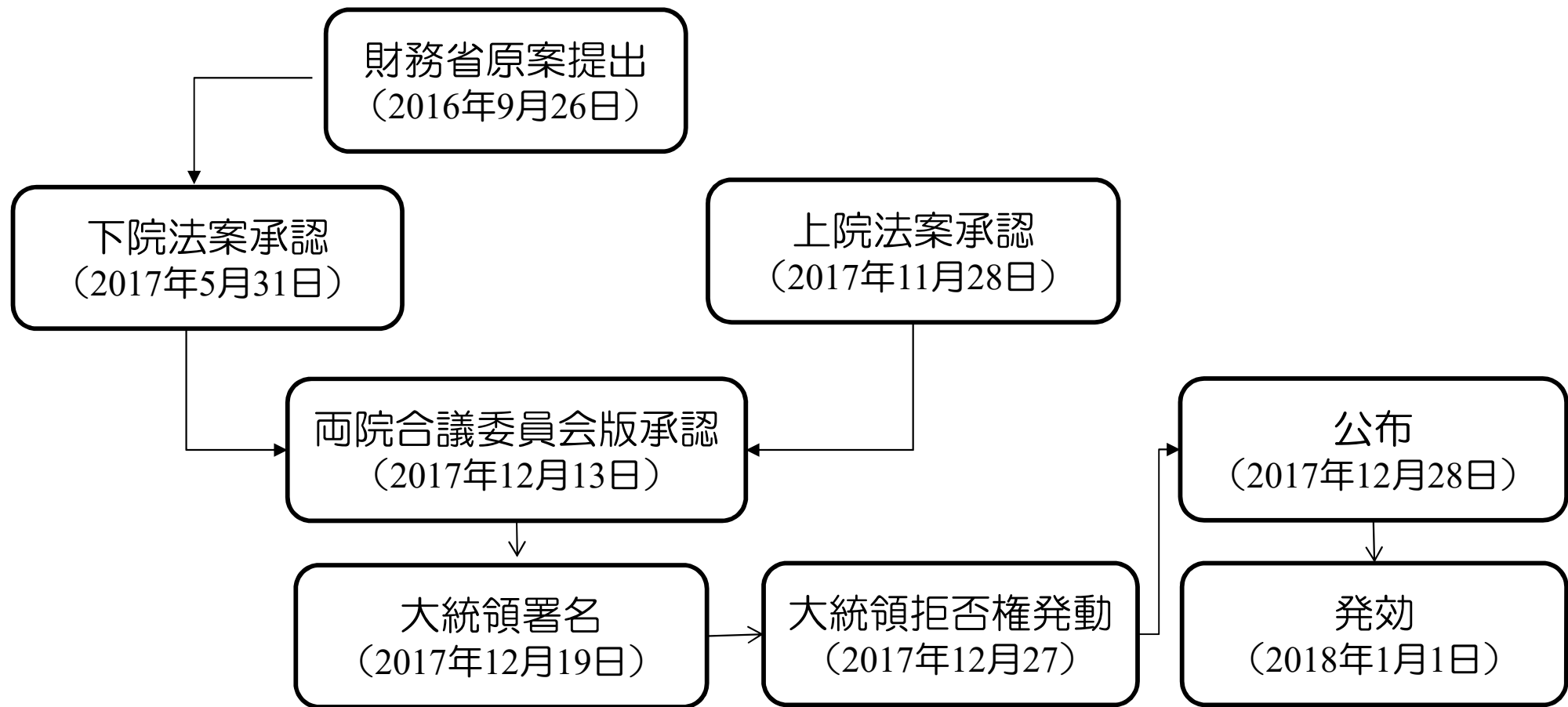
1. 現行のマクロ経済政策の継続・維持
2. インフレ率を反映した税制の改善
3. 外国直接投資の呼び込み
4. インフラへの支出強化
5. 農業戦略の実施（小規模農家支援・地方振興）
6. 国土関係行政の改善
7. 基礎教育制度の強化と高等教育への奨学金拡大
8. 条件付き現金移転制度の拡大・改善

2016年6月20日発表（10項目）

1. 財務・金融・貿易政策を含む現行のマクロ経済政策継続
2. 制度的税制改正とより効率的な徴税、インフレ率を反映した税制導入
3. 競争力強化と事業容易化
4. インフラへの支出強化（GDPの5%）、PPPの活用
5. 農業・地方企業の生産性向上及び農村観光の振興に向けた農村開発及び付加価値連関
6. 投資促進のための土地所有制度強化と不動産管理・登記関連省庁の改善
7. 人的資本開発投資（社会保険、教育、産業人材育成）
8. 自律的・包括的開発へのイノベーションと創造性強化のための科学、技術、芸術の促進
9. 社会保障制度の改善（条件付き現金移転制度含む）
10. 家族計画の促進

3. フィリピン税制改正法第一弾の留意点（速報版）

① 税制改正（共和国法第10963号）の経緯 発効までの経緯



3. フィリピン税制改正法第一弾の留意点（速報版）

② 留意すべき改正点 フィリピン人スタッフに与える影響①

日額表		月額表	
給与所得区分*	税率	給与所得区分*	税率
PHP685以下**	PHP0.00	PHP20,833以下	PHP0.00
685 – 1,095	0.00 + 20% over 685	20,833 – 33,332	0.00 + 20% over 20,833
1,096 – 2,191	82.19 + 25% over 1,096	33,333 – 66,666	2,500.00 + 25% over 33,333
2,192 – 5,478	356.16 + 30% over 2,192	66,667 – 166,666	10,833.33 + 30% over 66,667
5,479 – 21,917	1,342.47 + 32% over 5,479	166,667 – 666,666	40,833.33 + 32% over 166,667
21,918以上	6,602.74 + 35% over 21,918	666,667以上	200,833.33 + 35% over 666,667

・ 社会保険料従業員負担分引き後、基礎控除・扶養者控除廃止

** マニラ首都圏最低賃金日額：PHP 512（2017年10月5日より）

3. フィリピン税制改正法第一弾の留意点（速報版）

② 留意すべき改正点

フィリピン人スタッフに与える影響②

減税

- 賞与・手当等非課税枠拡大
 - 13か月賞与他手当の非課税枠
 - 年P82,000（2017年12月末まで） → P90,000（2018年1月1日以降）
- コンサルタント報酬
 - 年3百万ペソまでは8%一律税
 - VATも3百万ペソまで非課税
- さらなる減税（2023年1月1日以降）
 - 年2百万ペソ以下の区分は5%減税
 - 年2百万ペソ超8百万ペソ以下は30%に

増税

- 物品税増税/VAT非課税枠の縮小
 - 新税
 - 美容整形（5%）
 - 甘味飲料（P6/ℓ。乳製品、100%果汁、100%野菜ジュース、コーヒー等を除く）
 - 増税
 - たばこ
 - 石油製品
 - 自動車（60万ペソ以下：2% → 4%、1百万ペソ：92,000ペソ → 100,000ペソ。電気自動車は非課税、ハイブリッドは通常税率の50%）
 - 鉱物
 - 酒税は改正なし

3. フィリピン税制改正法第一弾の留意点（速報版）

② 留意すべき改正点

日本人駐在員に与える影響

減税

- 給与所得税
 - 旧：年50万ペソ超は32%
 - 新：年2百万ペソ以下は30%
→減税額 年10万ペソ（手取り150万ペソ以上の場合）
- コンサルタント等報酬
- 住居関係のVAT免税
 - 月P15,000以下（2017年12月末以前はP10,000）の住居賃借契約
 - 共益費

増税

- 諸手当税
 - 税率32%（2017年12月末まで）
→35%（2018年1月1日以降）
 - 給与振替への試算
 - 旧： $100/68\% \times 32\% = 47.06$
 - 新： $100/65\% \times 35\% = 53.85$
 - 給与： $112/68\% \times 32\% = 52.71$
- 地域統括本部等幹部職員
 - 15%優遇税率→廃止
- その他
 - 2018年以降の所得税確定申告期：
2019年5月15日

3. フィリピン税制改正法第一弾の留意点（速報版）

② 留意すべき改正点 資本政策等に与える影響 減税

- 贈与税
 - 20%（2017年12月31日まで）
→6%（2018年1月1日以降）
 - 株式、土地等売却における低廉譲渡認識分に対して課税
- 延滞税
 - 年利20%→フィリピン中央銀行が定める法定金利（6%）の倍額（すなわち年12%）
- 加算税（25%）は変わらず

増税

- 株式売却益税
 - 10%（2017年12月31日まで、10万ペソ以下は5%）
→15%（2018年1月1日以降）
- 印紙税
 - 株式発行：P1/200 → P2/200
 - 株式移転：P0.75/200 → P1.50/200
 - 借入契約：P1/200 → P1.50/200
 - リース契約：P1/1,000 → P2/1,000
 - 不動産売買：P15/1,000で変わらず

3. フィリピン税制改正法第一弾の留意点（速報版）

② 留意すべき改正点

PEZA企業等との取引に与える影響

VAT課税

- 間接輸出取引に対するVAT免税制度の廃止
 - PEZA企業に対する物品及び役務提供も12%課税対象
 - （経済特区庁はPEZA法第8条に基づき、経済特区内は保税区でありVAT課税対象外であると主張）
- ODA業務に関するVAT源泉徴収制度の廃止

VAT還付

- 還付手続きの迅速化
 - 法定還付日数：120日→90日
 - 還付否定額：国税庁長官がその理由を書面化しなければならない
 - 国税庁不服審判所（CTA）への提訴がなされた場合、BIRは90日以内に行動しなければならない
 - VAT還付センターを設置
 - 直前年度のVAT徴税額の5%を還付予算として自動的に確保

3. フィリピン税制改正法第一弾の留意点（速報版）

③ 今後の留意点

施行細則等

発行済の細則等

- RMC No. 105-2017（2017年12月29日公表）
給与所得の源泉徴収税額表
- RMC No. 1-2018（2018年1月4日公表）
給与所得の源泉徴収税額表の使用方法
- RMC No. 2-2018（2018年1月8日公表）
新税率での所得税の電子申告・納税に関する移行措置
- RMC No. 3-2018（2018年1月9日公表）
新税率での印紙税の電子申告・納税に関する移行措置

今後発行予定の重要細則案

- 所得税施行細則
 - 2018年1月11日：公聴会開催
 - VAT施行細則
 - 2018年1月12日：公聴会開催
- ↓
- 2018年1月中に公表予定
(TRAIN第84条で義務化)

3. フィリピン税制改正法第一弾の留意点（速報版）

③ 今後の留意点

税制改正第2弾以降

法人税改正法案

- 法人税率30%→25%に減税
- 優遇税制の合理化
 - 財務優遇策レビュー審議会の設置
 - 財務優遇策の透明化、実績連動化
 - 財務優遇策の時限化
- （総所得の5%税を廃止し、優遇法人税率15%を導入）



2018年1月中に財務省案国会提出

2018年早期に改正を希望

優遇策：2015年時点で3千億ペソの
徴税漏れ

税務恩赦法案等

- 税務恩赦、特に相続税の恩赦
- 自動車保有税改正
- 銀行秘密法改正
- 自動情報交換制度の導入

3. フィリピン税制改正法第一弾の留意点（速報版）

③ 今後の留意点

請求書・領収書電子化

法第237条（追加）

- 手書き領収書・請求書の廃止
- 5年以内（2023年12月末まで）
- 対象者
 - 物品および役務の輸出を行う者
 - 大口納税者部所轄の納税者
 - Eコマース関与者
 - 上記義務者以外の希望者

法237-A条（新設）

- 売上データの電子申告
- 5年以内（2023年12月末まで）
- 対象者
 - 物品および役務の輸出を行う者
 - 大口納税者部所轄の納税者
- 法令順守要件
 - データ保護法（共和国法第10173号）
 - サイバー犯罪防止法（共和国法第10175号）

II. 朝日ネットワークス・ 朝日税理士法人グループのご紹介

1. 朝日ネットワークスインドネシア株式会社
2. 朝日ネットワークス（タイランド）株式会社
3. 朝日ネットワークス・フィリピン株式会社
4. 朝日ネットワークスジャパン、朝日税理士法人

1. 朝日ネットワークスインドネシア株式会社



会社案内

朝日ネットワークスインドネシア

PT. Asahi Networks Indonesia

- ジャパンデスクの日本人担当者による、日本語によるサービスをご提供。
- 朝日ネットワークスジャパンのインドネシア担当者（三河）による日本サイドでのサポート体制。
- 在日インドネシア大使館およびBKPM東京事務所との良好な関係により、関連省庁からの認証取り付けおよびビザ代行業務などをご提供。
- 朝日ネットワークスグループのホームページ（www.asahinetworks.com）による最新の情報提供。
- 朝日税理士法人およびそのグループ会社との協業により日本の移転価格をはじめとする税務案件への対応、クロスボーダー取引などの会計および税務問題に対応
- タイおよびフィリピンに所在するグループ法人、ベトナムの提携先会社によるアセアン地域に所在するネットワーク企業と連携しASEAN地域で横断的なサービスのご提供。

1. 設立関連サービス

①	事前調査サポート	投資を希望される企業様のインドネシア進出に最適なスキームの検討、必要な調査などのサポートをします。さらに企業買収などで財務、税務および法務のデューディリジェンスも実施します。
③	会社設立登記サポート	➤ 投資を希望される企業様の期待値にあった最適な進出形態（駐在員事務所、現地法人など）についてアドバイスをします。 ➤ インドネシア投資調整庁（BKPM）をはじめとする関係省庁への打診、必要な書類の作成など必要な作業を実施します。 ➤ 輸入ライセンス、操業許可その他の許認可について、関係省庁との交渉および必要な手続きを実施します。
④	ビザ・ワークパーミット取得サポート	外国人のインドネシア滞在および就労のために必要な関係当局からの許認可の取り付けにかかる必要な手続きを実施します。
⑤	輸入許可等許認可の申請サポート	輸入ライセンス取得のサポート、また業種により求められる各省庁からの許認可取得のサポートを実施します。

2. 会計および税務関連サービス

①	会計サポート	➤ 確証をもとに取引を記帳し月次ベースで仕訳帳、総勘定元帳、試算表およびBS、PLなどを作成します。 ➤ ご本社から求められる連結関連のフォーマットの記載について対応します
②	税務サポート	➤ 税務相談について日本語で対応します。 ➤ 移転価格に関する移転価格レポート作成を含む各種アドバイスを実施します。 ➤ 税務調査に必要な対応を実施します。 ➤ 月次ならびに年次で必要な税務申告書の作成等を実施します。 ➤ 源泉徴収（PPH4-2、21、23、25、26等）の申告に必要な作業を実施します。 ➤ 付加価値税（VAT）の月次申告に必要な手続きを実施します。 ➤ 法人税および給与の源泉徴収税の年次申告書作成を実施します。 ➤ 駐在員の個人所得税の申告に必要な作業を実施します。
③	監査サポート	会計監査については提携先の監査法人のご紹介をし、ご希望により監査対応に必要な対応などのサービスをご提供します。

3. その他サービス

	サービスメニュー	サービスの詳細
①	人材紹介サポート	インドネシアにおける現地従業員採用について提携先会社のご紹介など必要なサービスをご提供します。
②	人事労務サポート	雇用契約書や就業規則、その他労務関係規程の作成に関するサービスを提携する弁護士事務所や人事コンサル会社をご紹介するなど必要なサービスをご提供します。
③	BKPM報告サポート	BKPMへの定期的（3ヶ月に一回、ないしは6ヶ月に一回）な活動報告書に関して必要なサービスをご提供します。
④	法務サービス	合弁契約書の作成、株主総会および取締役会の議事録作成、株式譲渡に関する必要な法的手続きについて弁護士事務所と連携して必要なサービスをご提供します。
⑤	不動産鑑定サービス	土地、建物、機械等の評価額の算定について鑑定評価会社と連携して必要なサービスをご提供します。
⑥	株式評価サービス	株式譲渡時などに必要となる株式の評価に関して必要なサービスを実施します。

朝日ネットワークスインドネシア (PT Asahi Networks Indonesia)

岡本 芳郎	(代表取締役、公認会計士/税理士)	okamoto@asahinet.asia
日置 あゆみ		asahijapandesk@asahinet.asia
岸 勇樹	(米国公認会計士試験科目合格)	kishi@asahinet.asia
稲田 直也	(日本公認会計士試験合格)	inada@asahinet.asia

住所 : Alamanda Tower 24th Fl. Jl. T.B.Simatupang Kav. 23-24 Cilandak Barat
Jakarta Selatan 12430 Indonesia

電話 : 62-21-2966-0111, 0222 (代表)

Website : www.asahinetworks.com

朝日税理士法人 (東京)

山中 一郎	(代表社員、公認会計士/税理士)	yamanaka@asahitax.jp
三河 康治	(インドネシア担当、税理士)	mikawa@asahitax.jp

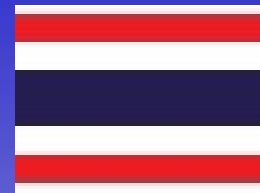
住所 : 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目7番4号 砂防会館別館A 5階

電話 : 03-3556-6000

ファックス : 03-3556-6001

2. 朝日ネットワークス（タイランド）株式会社

タイ進出法務・会計・税務
移転価格税制・国際M&A・企業再編



朝日ネットワークス・タイランド
会 社 案 内

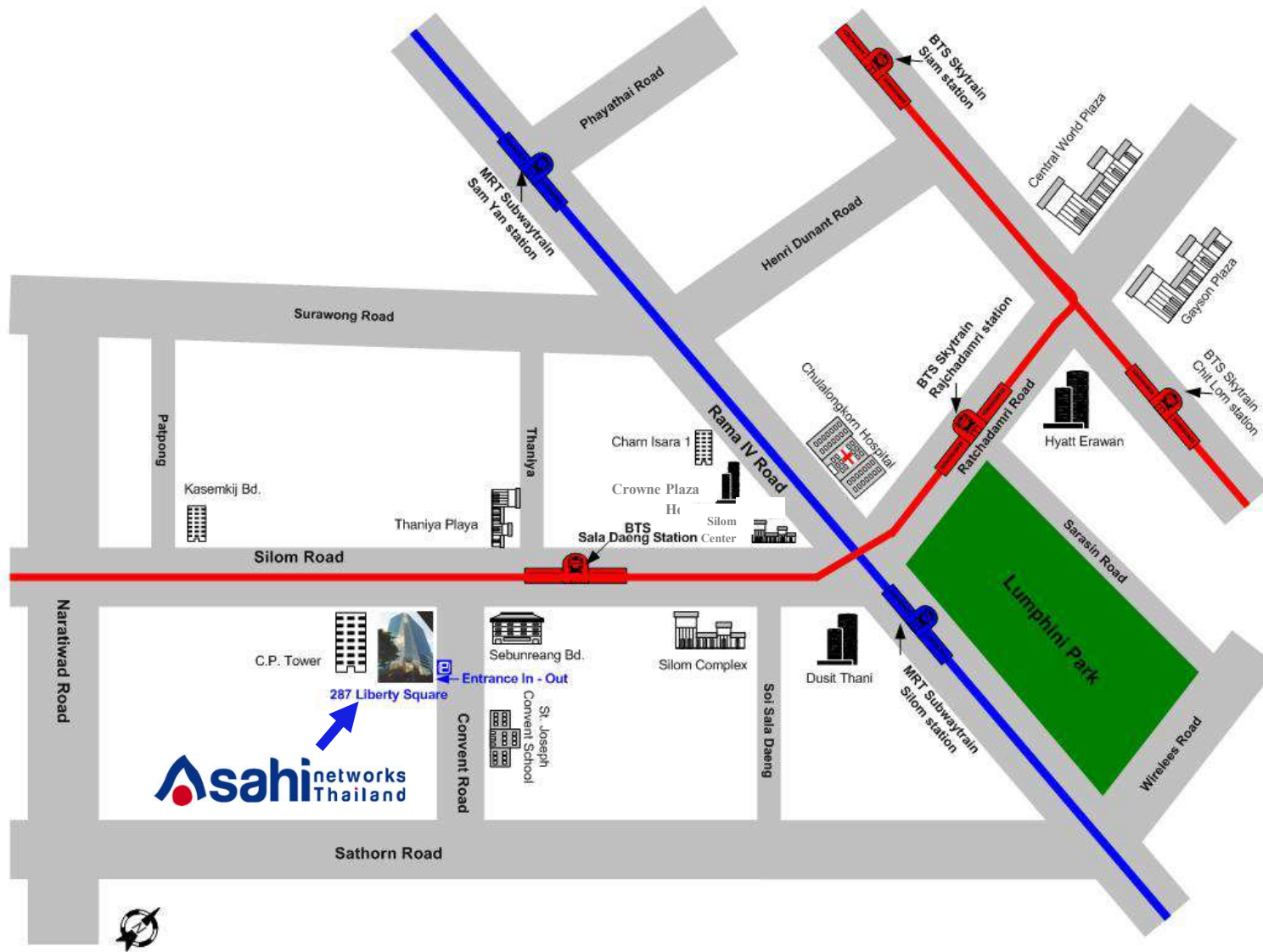
I 会社概要

Corporate Profile

【社名】	ASAHI Networks (Thailand) Co., Ltd. 朝日ネットワークス（タイランド）株式会社
【住所】	287 Liberty Square Building, Room No.2004, 20th Floor, Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500
【Website】	http://www.asahinetworks.com/
【Tel & Fax】	T : 02-631-2121 F : 02-631-2021
【設立】	2012年2月
【代表取締役】	小松 英生（日本国税理士） JETRO Bangkok 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業・専属コーディネーター
【メンバー】	日本人常駐者 3名（税理士1名、公認会計士1名、英国勅許公認会計士補1名） タイ人スタッフ 26名（会計マネージャー2名、タイ弁護士2名含む） タイ人顧問4名（移転価格税制専門家、国税出身者、国際税務専門家、タイ国CPA）
【認定】	商務省事業開発局（DBD）認定 会計事務所（No.160）

II 弊社所在地

Our Address Map



III サービスメニュー

Our Service Line

■サービスの4つの特徴■

高品質

日本企業の実務に精通したスタッフが業務を行っており、高品質なサービスを提供いたします。

日本語対応

日本及びタイで経験十分な日本の有資格者がおり、専門性の有るサービスを日本語でご提供いたします。

ネットワーク

現地におけるネットワークはもちろん、日本全国に所在する朝日税理士法人グループや朝日ネットワークスグループが進出企業をサポートいたします。

ワンパッケージ

複数の委託先に連絡することなく、窓口を一つにした「ワンパッケージサービス」をご提供いたします。

■主なサービスメニュー■

設立・法務支援サービス

- 進出コンサルティング
- 会社設立・駐在員事務所設置
- BOI申請
- 外国人事業ライセンス取得
- 就労VISA等取得（ご紹介）

会計・税務サービス

- 会計記帳代行又はレビュー
 - 税務申告書（月次年次）の作成
 - 会計内製化・見える化支援
 - 給与計算代行
 - Tax Ruling申請支援
 - VAT還付支援
- など

その他のサービス

- 会計監査
- M&Aに係るデューデリジェンス
- 移転価格文書作成
- タイIPO支援
- 原価算定設計
- 出資業務（Aegis Capital社）など

IV 業務実績

Service Provided

業 務 内 容	実 績 (2018年1月現在)
会計・税務業務クライアント	67社 (製造業、小売業、卸売業、サービス業、駐在員事務所。うち日本親会社が上場企業関連は20社)
その他業務クライアント (累積)	会社・駐在員事務所・プロジェクトオフィス(支店)設立: 32社 税務意見書、合併契約、再編・撤退、株式評価等: 22社
国際M&A(5~50億バーツ規模)の会計・税務・法務DD	2014年: 3件 (タイローカルの印刷会社、アルミ加工販社、アルミ製造会社) 2016年: 2件 (タイローカルのガス卸売会社、国際法律事務所) 2017年: 1件 (タイローカルのガス卸・小売会社)
移転価格文書化	2016年: 2件 (いずれも日本上場会社のタイ子会社。半導体設備製造会社と電機設備会社) 2018年(予定): 1社



発売中

- ◆ 図解 移転価格税制のしくみ (中央経済社、2017年7月初版)
- ◆ 朝日税理士法人、朝日ネットワークスグループ等 著



発売中

- ◆ 図解&ケース ASEAN諸国との国際税務 (中央経済社、2015年11月初版)
- ◆ 朝日税理士法人、朝日ネットワークスグループ、I-Glocal 著

1. 小松 英生（代表、日本国税理士）

- 2012年1月～：現職
- 2010年9月～2011年12月：日本電産株式会社 経理部 税務グループ長（移転価格APA責任者）
- 2001年4月～2010年8月：KPMG税理士法人、うち2006年7月～2009年7月 KPMGバンコク事務所駐在
- ◆ 1997年2月 税理士登録
- ◆ 共著に、ASEAN諸国との国際税務（中央経済社）、移転価格税制のしくみ（中央経済社）、メコン流域諸国の税務（あずさ監査法人・KPMG編、中央経済社）。
- 2014年9月～ JETRO 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業・専属コーディネーター



2. 光田 香代（日本国公認会計士）

- 2017年11月～：現職
- 2013年9月～2017年8月 在タイ日系大手会計事務所
- 2003年10月～2012年7月 KPMGあずさ監査法人（東京）にて法定監査、IPO（株式公開）支援、DD等に従事
- ◆ 2008年4月 公認会計士登録



3. 秋吉 仰亮（英国勅許会計士補）

- 2014年4月～：現職
- 2013年8月～2014年2月 在タイ日系不動産会社
- ◆ 2010年1月：慶應幼稚舎、中学、高校、及び英国Christ College Breconを経て、University of Buckingham卒業



VI 顧問

Our Advisors

Mr. Tanapone Kaewsathit



職務経歴	2002-2012 デロイトバンコク事務所 税務・法務部パートナー / 国際税務・移転価格税制担当 1981-2002 タイ内国歳入局 Bureau of Tax Policy & Planning タックスエコノミスト
学歴	タマサート大学 経済学部1978年卒業 法学部1990年卒業
出版物	Explanation on International Taxation and General Rules of Double Taxation Agreements

Mr. Chirapan Sintuwan (前 国税職員)



職務経歴	1984年 農水省入省、その後1986年に歳入庁に転籍 2002年~2011年 歳入庁のBureau of Tax Auditing Standards 部門 (第8職位) 2011年~2012年 第10番 地域統括税務署 (第8職位) 2017年9月 チャンタブリ地域税務署 (High Director 職) 勤務後 退官
学歴・資格	1982年 カセサート大学卒業 1984年 NIDA 修士過程終了 タイ国 Tax Accountant (TA)

Mr. Pakorn Tewkhunthong



職務経歴	1996年デロイトバンコク事務所に入社。Tax & Legal 部門シニアマネージャーとして勤務後、2014年に独立 デロイトに勤務以前は出版社にて税務アドバイザーとして税務に係る刊行物や、タイ内国歳入法典の編集業務に25年以上携わっていた
学歴・資格	ラムカンヘン大学法学部 (商法) 学士 タイ国弁護士

Mr. Pornnimit Siritosaporn



職務経歴	2001年 BDOタイ入社。会計監査業務に従事 2005年 RSMタイの会計監査Director 2014年 Sovena Resort and SPA Finance Controller 2017年 K.K Auditorium Limited 設立
学歴・資格	チュラロンコン大学大学院 会計マネジメント専攻 サイアム大学 会計学部 タイ国公認会計士

Asahi Networks (Thailand) Co., Ltd.
บริษัท อาซาฮี เน็ตเวิร์คส (ประเทศไทย) จำกัด



QUALITY POLICY / นโยบายคุณภาพ

“Sabaai Sanuc Suuk”

Objective / วัตถุประสงค์

Sabaai – สบาย

Provide best high quality service to the client and contribute to Thailand.

ให้บริการที่มีคุณภาพแก่ลูกค้า และเอื้อประโยชน์กับประเทศไทย

Sanuc – สนุก

Make your life interesting through improving knowledge and best work.

สนุกกับการใช้ชีวิตผ่านการพัฒนาความรู้และการทำงานให้ดีที่สุด

Suuk – สุข

We all will be happy by achieving profit, innovation and only one.

การบรรลุผลกำไร การได้เรียนรู้สิ่งใหม่ และความเป็นน้ำหนึ่งใจเดียว

คือการมอบความสุขแก่เราทุกคน

3. 朝日ネットワークス・フィリピン株式会社

ASEANへの進出をサポート

ASAHI NETWORKS PHILS. INC.

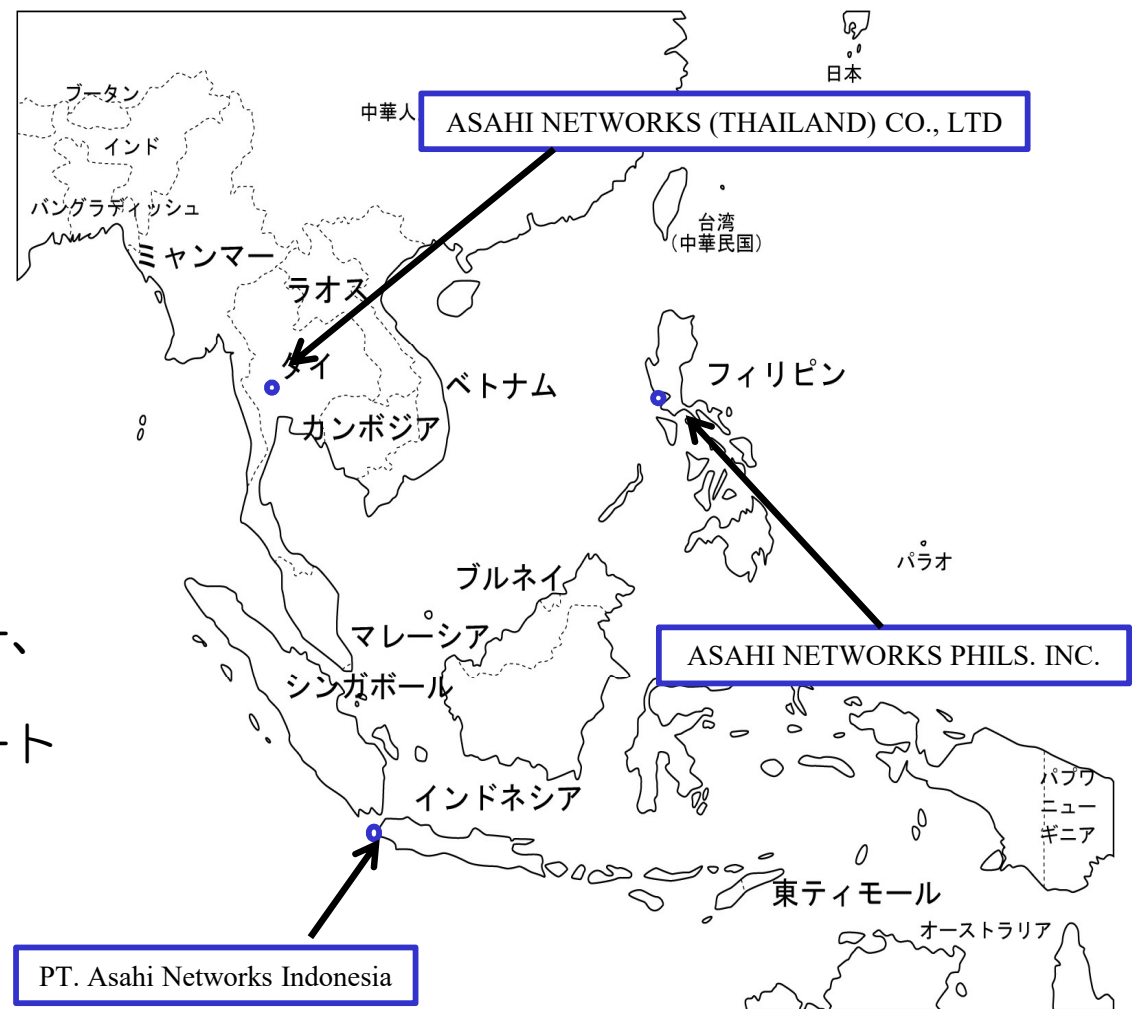
朝日ネットワークスフィリピン株式会社

設立 2013年11月

スタッフ 23名
提携先アイキューブグループ
全体で50名

実績 日系企業50社以上進出支援
毎月1~2社の設立・登録を支援

その他
協力会社としてインキュベーションセンター、
人材紹介、不動産紹介の専門企業があり、
日系企業のフィリピン進出を総合的にサポート

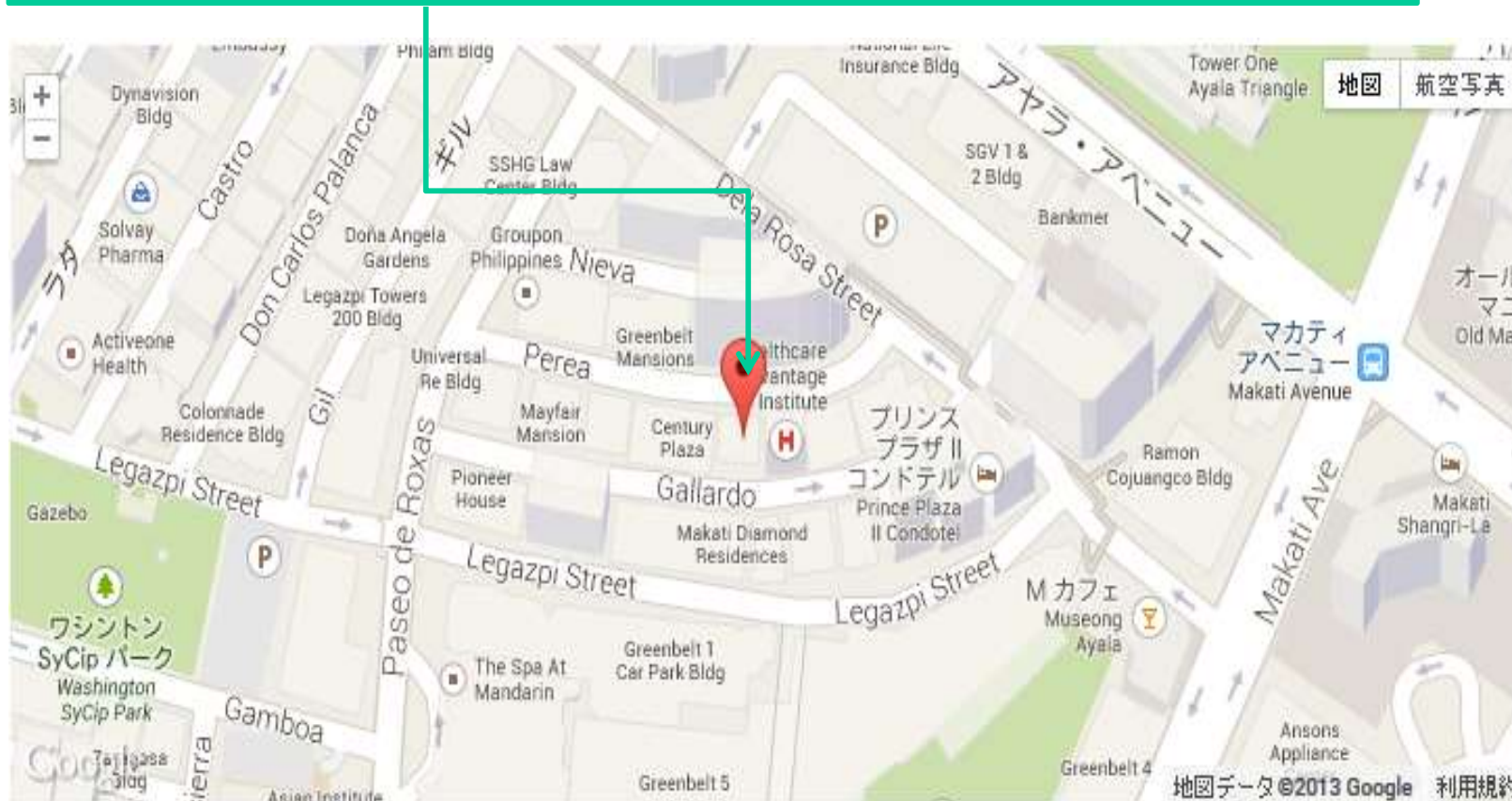


- 社名： ASAHI NETWORKS PHILS. INC.
朝日ネットワークス・フィリピン
<http://www.asahinetworks.com/>
- 設立： 2013年11月
- 資本金： 20万米ドル
- 役員： 山中一郎（代表取締役、公認会計士、税理士）
坂本直弥（社長、公認会計士）
近藤克麿（取締役、公認会計士、税理士）
ジェリー・バートン（取締役、公認内部監査人）
- スタッフ： 23名（うち日本・フィリピン公認会計士7名、フィリピン弁護士2名）
- 所在地： 6th Floor, Maripola Bldg., 109 Perea St., Legaspi Village,
Makati City 1229 Philippines

会社所在地

Our Location

ASAHI NETWORKS PHILS. INC.
6F Maripola Bldg. 109 Perea St., Legaspi Village, Makati City



グリーンベルト内アヤラ
ミュージアムより徒歩3分

フィリピン随一の
ビジネス街マカティの
中心部に位置し、日系企
業を含む、多国籍企業の
本店が数多く集中してい
ます。

■サービスの4つの特徴■

高品質	日系企業の実務に通じた専門性の高いスタッフが業務に携わり、 <u>高品質なサービス</u> を提供します。
日本語対応	<u>現地の責任者は日本人</u> であり、専門性の高いサービスを日本語で提供いたします。
ネットワーク	日本及びASEANの朝日税理士法人グループはもちろん、現地の <u>専門家ネットワーク</u> が進出企業をサポートします。
ワンパッケージ	複数の相手とご交渉いただくことなく、協力会社及びネットワークを通じ <u>スムーズなサービス</u> を提供します。

■主なサービスメニュー■

設立支援サービス

- コンサルティング
- 法人設立、支店、
駐在員事務所設置
- 優遇措置申請
- ライセンス取得 など

会計税務サービス

- 記帳代行
- 各種申告書の作成
- 法定財務諸表の作成
- 給与計算代行
- 税務・会計レビュー
- 税務コンサルティング など

その他のサービス（紹介）

- 会計監査
- デューデリジェンス
- 内部監査
- 居住役員派遣
- 不動産手続き支援
- 人材紹介 など

	サービス	詳細
①	コンサルティング	・フィリピン進出にかかわる情報のご提供 ・適切な法人形態のコンサルティング ・優遇措置適用のコンサルティング ・合併スキームのコンサルティング など
②	会社設立（第1ステージ）	・社名の予約 ・会社定款・附属定款などの会社書類の作成支援 ・資本金送金用の口座開設支援 ・法人登記申請の代行
③	会社設立（第2ステージ）	・税務署登録の代行 ・請求書、領収書の印刷許可申請及び印刷のアレンジ ・市役所登録及び事業許可証申請の代行 ・社会保険各庁の法人登録代行
④	優遇措置申請	・PEZA、BOIなどの投資受入機関への登録申請の代行 ・優遇措置の証明書取得代行
⑤	操業開始支援	・納税者識別番号の取得代行 ・各種ライセンス申請の代行

	サービス	詳細
①	会計帳簿の作成	• 日々の取引の記帳、月次試算表や総勘定元帳などの帳簿の作成 • 親会社への月次報告
②	各種申告書の作成	• 法人税四半期、確定申告書の作成 • 月次源泉税申告書の作成 • VAT申告書の作成 • フリンジベネフィット税申告書の作成 など
③	法定財務諸表の作成代行	• 法定財務諸表の作成代行 • 法定財務諸表、監査報告書の和訳 • 各省庁への法定財務諸表の提出代行
④	給与計算代行	• 役員および従業員の毎月の給与計算 • 給与に係る社会保険、労災保険の算定
⑤	月次税務・会計処理レビュー	• 月次の税務・会計処理のレビュー
⑥	個人所得税申告書作成	• 駐在員の個人所得税の年次申告書の作成
⑦	税務コンサルティング	• フィリピン税制に関するコンサルティング

貴社ご要望を把握の上、最適な協力会社・外部専門家へのご紹介が可能です。

	サービス	詳細
①	会計監査	・ IFRSに準拠した監査
②	デューディリジェンス	・ 信用調査 ・ 財務デューディリジェンス ・ 法務デューディリジェンス など
③	内部監査	・ リスク監査 など
④	居住役員の派遣	・ 設立時のフィリピン居住役員の派遣
⑤	法務関連サービス	・ 秘書役の派遣、法務全般サポート
⑥	工場用地、事務所、駐在員社宅の紹介	・ 工場用地、レンタル工場、事務所のご紹介 ・ 駐在員用社宅のご紹介
⑦	人材紹介	・ フィリピン人従業員の採用
⑧	労務関連サービス	・ 雇用契約書、就業規則のレビュー など

フィリピン国内でのネットワークを通じてニーズに対応いたします。ご相談ください。

書籍紹介



明日香出版社 2014/11刊



中央経済社 2015/11刊

4. 朝日ネットワークスジャパン、朝日税理士法人

朝日税理士法人グループ（全国10法人）のご案内

顧客満足を高品位でお届けするバリュークリエイター



朝日税理士法人

全国ネットワーク

☐ 朝日税理士法人（札幌）

☐ 朝日仙台税理士法人

☐ 朝日税理士法人（高崎）

■ 朝日税理士法人（東京）

☐ 朝日税理士法人（横浜）

☐ 朝日長野税理士法人

☐ 朝日税理士法人 名古屋

☐ 朝日大阪税理士法人

☐ 朝日税理士法人 岡山

☐ 朝日福岡税理士法人

すべてはクライアントの
成長と笑顔のために



URL:<http://www.asahitax.or.jp/>

朝日税理士法人（東京）のご案内

朝日税理士法人（東京）

【設立】	平成14年5月		【主な業務】	・税務顧問サービス ・会計アウトソーシングサービス ・海外進出支援サービス ・組織再編コンサルティングサービス ・事業承継支援サービス etc
【本部】	〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A5階			
【支社】	城南支社 神奈川支社			
【社員】	〈本部〉	公認会計士/税理士 山中 一郎（代表） 公認会計士/税理士 蜂屋 浩一（代表） 公認会計士/税理士 木村 匡成 田中 久計 田井 貴彦	【関係会社】	朝日ビジネスソリューション株式会社 URL http://www.asahibs.co.jp
	〈城南支社〉	公認会計士/税理士 中島 茂（代表） 公認会計士/税理士 小林 浩二（代表） 税理士 笠井 学 税理士 木屋 正樹	【国内グループ】	朝日税理士法人グループ全国協議会 札幌、仙台、高崎、横浜、長野、名古屋、大阪、岡山、福岡
	〈神奈川支社〉	公認会計士/税理士 西坂 仁（代表）	【海外現地法人】	〈タイ〉 ASAHI Networks (Thailand) Co., Ltd 〈インドネシア〉 PT. Asahi Networks Indonesia 〈フィリピン〉 ASAHI NETWORKS PHILS. INC.
【顧問】	岩本 繁（元あずさ監査法人理事長） 横瀬 元治（元あずさ監査法人専務理事） 内山英世（前あずさ監査法人理事長）			
【メンバー】	公認会計士/税理士 公認会計士2次試験合格者 税理士科目合格者 中小企業診断士 その他 合 計 （平成30年4月1日現在）	77 名 1 名 9 名 2 名 93名 182名	【問い合わせ先】	〈本部〉 TEL 03-3556-6000 FAX 03-3556-6001 URL http://www.asahitax.jp 海外デスク：タイ担当：高尾 インドネシア担当：三河 フィリピン担当：高尾 URL http://www.asahinetworks.com

朝日税理士法人（東京）サービスメニュー

朝日税理士法人（東京）では多彩なサービスメニューで税務・会計を幅広くサポート致します。

- | | | |
|--------------------|-------------|---------------------|
| ●税務書類の作成・税務相談・税務代理 | ●経理アウトソーシング | ●相続・事業承継対策 |
| ●企業組織再編税制 | ●株価算定 | ●会社設立支援 |
| ●連結納税制度導入 | ●公益法人向けサービス | ●宗教法人向けサービス |
| ●医療経営コンサルティング | ●事業再生の業務 | ● <u>海外進出支援サービス</u> |
| ● <u>国際税務サービス</u> | | |

《海外進出支援サービスの特徴》

インドネシア・タイ・フィリピンをはじめASEAN進出をサポート

高品質: 高品質なサービスを保証。専門性の高いネイティブスタッフが支援

日本語対応: 現地の責任者は日本人であり、専門性の高いサービスを日本語で提供

多彩なネットワーク: 海外ネットワークに加え、朝日税理士法人グループなど国内ネットワークでもサポート

《国際税務サービス》

- 国際税務顧問サービス（海外勤務者の税務、外国税額控除、租税条約に関する事項、過大支払利子税制、過小資本税制等）
- 移転価格コンサルティング（移転価格文書化支援サービス、移転価格支援コンサルティング等）
- 国際タックスプランニング
- その他（非居住者確定申告、国際相続等）

【国際業務グループ】メンバー：7名（税理士3名 公認会計士2名 スタッフ2名）

インドネシア担当：マネジャー/税理士 三河康治

タイ・フィリピン担当：マネジャー/税理士 高尾英一

e-mail:mikawa@asahitax.jp

e-mail:takao@asahitax.jp